




令和6年度(令和7年度実施)自動車整備配分事業 募集要領

配分目的	長野県内における社会福祉施設等の利用者の送迎、地域住民の送迎などの充実を目的として、事業に必要な福祉車両等の新車の購入に対して配分します。
対象団体	社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特定非営利活動法人、市町村社会福祉協議会【配分規程第2条(1)に定める者】
対象事業	(1) 上記対象団体の社会福祉施設・地域活動支援センターが実施する利用者の移送及び就労等事業 (2) 市町村社会福祉協議会が実施する次の事業 ① あらかじめ登録した会員を対象とした移送サービス事業 ② 住民への福祉車両貸出事業 ③ 地域福祉推進に資する事業、生活支援活動に係る事業 (3) その他本会が特別に認める事業
対象外事業	長野県共同募金会のホームページの配分規程第5条に定める事業を参照してください。 例) ・介護保険法の適用における指定介護保険事業(介護保険法でいう施設サービス以外の事業で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を主たる目的とする法人が行う事業を除く。) ・申請時に既に着手している事業 ・事業の経営が、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業、営利を目的に行っていると認められる事業、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりのある事業 ・別表の車両以外の車両整備事業
配分額等	配分限度額：別表 配分率：配分対象経費総額の10/10以内(万円未満切捨て) [対象経費] 車両本体価格、本会指定の配分明示ペイント又はカッティングシート代 [対象外経費] 登録諸費用(自動車税等、リサイクル料及びこれらに係る消費税)、改造・内装の設備、付属品等の費用 ※車両本体価格等の値引きがある場合は、配分対象経費総額から値引き額を除きます。 ※更新(買い替え)の場合は、別表のとおり年数及び走行距離の条件があります。 また、下取り価格がある場合は、配分対象経費総額から下取り価格を除きます。
募集期間	令和6年(2024年)4月15日(月)～6月14日(金)【消印有効】
申請方法	配分を希望する団体は、申請書に必要な書類を添付し、長野県共同募金会に郵送により提出してください。申請書等は、配分委員会の審査資料としてそのまま複写して使用します。
申請書等 入手先	長野県共同募金会ホームページ https://www.akaihane-nagano.or.jp/receive-grants
申請書等 送付先	社会福祉法人長野県共同募金会 〒380-0871 長野県長野市西長野143-8 長野県自治会館内 TEL 026-234-6813 FAX 026-234-3024 E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp 
配分決定	本会配分委員会において配分審査の後、令和7年3月開催の理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分を決定し、配分決定となった団体には決定通知書を交付します。
事業実施 期間	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
留意事項	○配分申請にあたり、長野県共同募金会ホームページの「配分規程」及び「配分方針」を確認してください。 ○6月中旬から7月上旬に事前に連絡のうえ、申請施設のヒアリング及び現地調査を行う場合があります。 ○配分決定を受けた翌年度は、配分を申請することはできません。 ただし、同一申請者が複数の施設を経営している場合は、配分決定となった施設以外の施設に係る事業であれば翌年度も申請できます。 ○社会福祉施設等整備配分事業、自動車整備配分事業、中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の重複申請はできません。

(別 表)

[配分限度額の区分]

種 類	特別装備	概 要	排気量等 (cc)	限度額 (千円)
車両Ⅰ	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	1,500以下 1501~2000	1,400 2,100
車両Ⅱ	スロープ式車いす仕様	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下 661~1500 1501~2000	1,300 2,000 2,100
車両Ⅲ	リフト式車いす仕様	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	1501~2000 2001~3000	2,500 2,900
車両Ⅳ	特別装備のない車両		660以下 661~1500 1501~2000 2001~3000	800 1,200 1,700 2,300

上記の車両以外は対象外とします。

[車両の更新（買い替え）要件]

- (1) 配分の対象となる自動車は新車のみとする。
- (2) 排気量 660cc 以下、初度登録から 10 年が経過、又は走行距離 10 万km以上の車両である。
- (3) 排気量 661~2,000cc、初度登録から 13 年が経過、又は走行距離 13 万km以上の車両である。
- (4) 排気量 2,001cc 以上、初度登録から 13 年が経過、又は走行距離 15 万km以上の車両である。
- (5) 本会が認める特別な場合。

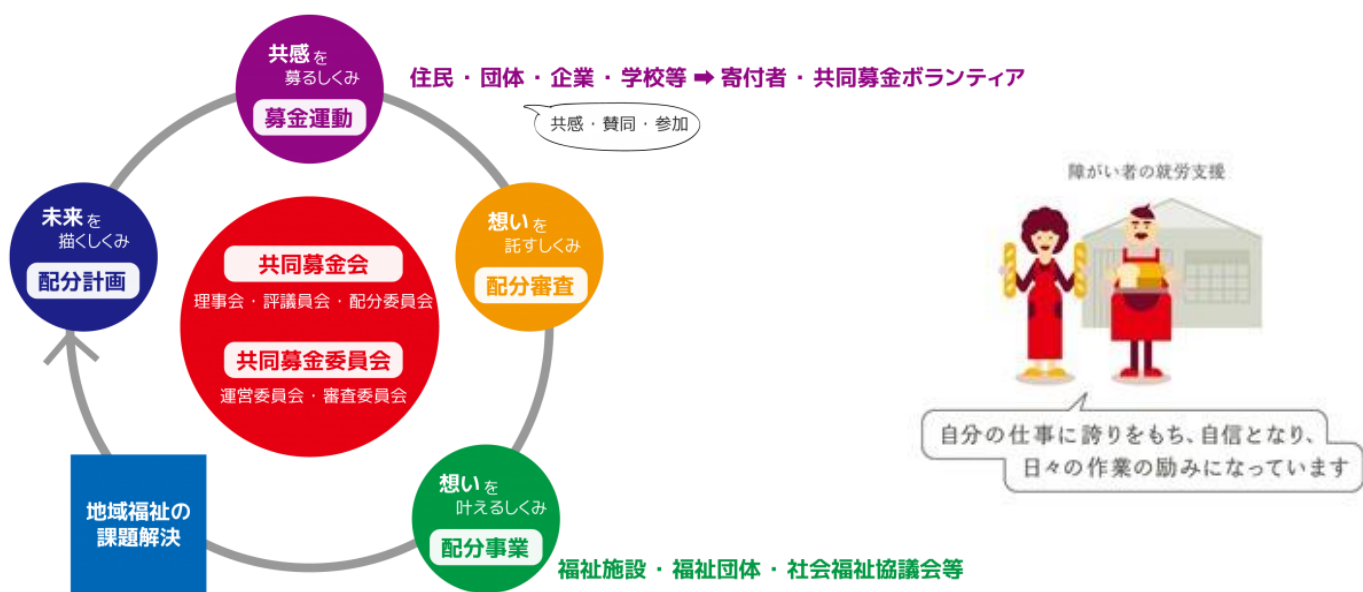


社会福祉施設等整備配分事業・自動車整備配分事業

赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみです。」

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和2年(1947年)に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初は戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後は、法律現在の「社会福祉法」)に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会変化の中、赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、令和6年(2024年)には、第78回目の共同募金運動を実施します。



過去の配分実績



	施設等整備配分事業		自動車整備配分事業	
	申請件数	配分件数	申請件数	配分件数
令和5年度	14	7	23	10
令和4年度	22	8	30	12
令和3年度	20	10	23	12
令和2年度	22	6	28	15
令和元年度	19	8	24	19

申請から事業実施までの流れ

申請

期間…令和6年4月15日～6月14日

審査

※事前に連絡のうえ、ヒアリング及び現地調査を行う場合があります。
配分委員会等で審査。配分計画（目標額）の決定。
期間…6月中旬～8月中旬

審査結果通知

審査結果（配分候補）を文書により送付。
期間…8月下旬

募金運動

配分計画（目標額）に沿い、募金運動を実施。
期間…10月1日～3月31日

配分決定

配分決定通知を文書により送付。
期間…審査結果通知時にお知らせします。

事業実施

期間…令和7年4月1日～令和8年3月31日

本会指定のペイントについて

配分した車両には車体の両側に分かりやすく「ありがとう赤い羽根募金」のペイント（カットイングシートも可）をしていただきます。ペイント代も対象のため、申請書に添付していただく**見積書にペイント又はカットイングシート代を必ず計上してください。**法人・施設名等の料金は対象外となりますのでご注意ください。文字の字体、色、大きさ、位置に指定はありません。
赤い羽根ステッカーは、配分決定の通知と併せてお送りします。

